1 日 時

平成19年7月11日(水) 午後2時から午後3時17分まで

- 2 場 所 白壁庁舎 5 階 第 3 会議室
- 3 出席者

委員総数29名中23名

(出席委員)

安形健郎委員、石川よし子委員、石原正委員、岩城正光委員、大沢勝委員、大森惣吉 郎委員、大薮武男委員、木澤和子委員、木村哲雄委員、榊原明美委員、下村すみ江委 員、白石淑江委員、神野博史委員、田中啓夫委員、深谷英子委員、福上道則委員、福 谷清子委員、細川明代委員、柵木充明委員、見浦永紀委員、三浦美智子委員、宮田和 明委員、矢澤久子委員

## 4 議事等

(寺田医療福祉計画課長)

大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、只今から、愛知県社会福祉審議 会を開催させて頂きます。本審議会の事務局を担当させて頂いております愛知県健康福 祉部医療福祉計画課長の寺田と申します。よろしくお願い申し上げます。委員長が選任 されますまでの間、進行役を務めさせて頂きます。なお、本県では、6月1日から9月 末日までの間、「県庁さわやかサマースタイルキャンペーン」と題しまして、会議中の 軽装をお願いしているところでございます。本日も大変蒸し暑くなっておりますけれど も、大変恐縮でございますが、是非上着をお取り頂くなどしていただければと存じます。 よろしくお願い申し上げます。

はじめに、お手元に配布しております資料のご確認をお願いいたします。本日の資料 は、一枚目に会議次第、次は配席図、更に委員名簿がございまして、その後には資料 No. 1と右肩に書いております「愛知県社会福祉審議会関係例規」がございます。その次に は、資料 No.2と書いております「平成18年度における専門分科会・審査部会の審議 状況について」、その後に資料 No.3「21世紀あいち福祉ビジョンの概要について」、 資料 No.4「愛知県の自殺対策の取り組みについて」の資料がございます。不足等はご ざいませんでしょうか。

本日の委員のご出席は、委員数29名のうち現段階で過半数以上の22名のご出席を 頂いておりますので、当審議会は有効に成立しております。

また、傍聴についてでございますが、本会議は愛知県社会福祉審議会規程及び、この 審議会の傍聴に関する要領によりまして公開としておりまして、県のホームページで開 催のお知らせをしておりますが、傍聴の希望はございませんでした。

委員の皆様のご紹介は、本来でありましたらお一人様ずつご紹介すべきところでござ いますが、時間の都合上、お手元に配布しております委員名簿及び配席図によりまして 代えさせて頂きたいと存じます。

なお、本日はあいにくご欠席でございますが、石黒委員、加藤委員、酒井委員、佐々 木委員、神野進委員、溝口委員にも委員にご就任いただいております。なお、安形委員 につきましては少々遅れていらっしゃいます。

また、本日は健康福祉部長を始め、健康福祉部の関係職員も出席しておりますけれど も、こちらの紹介につきましても、お手元の配席図により代えさせて頂きます。

(小島健康福祉部長)

健康福祉部長の小島でございます。

社会福祉審議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様方におかれましては、平素から本県の健康福祉行政の推進に格別のご理解とご協力をいただきまして、厚く感謝申し上げます。

また、このたびは、当審議会の委員をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。併せまして、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして、厚く御礼申し上 げます。

本日は、委員改選後、初めての会議となるわけでございまして、新しい委員の方もお みえになりますので、この審議会につきまして、簡単にご説明を申し上げます。

この審議会は、社会福祉法第7条第1項の規定に基づき、県の附属機関として設置されておりまして、社会福祉全般に及ぶ事項を調査審議し、知事の諮問に答え、あるいは 関係行政庁に意見を具申することを、その活動内容としております。

本県の福祉に関する総合計画であります「21世紀あいち福祉ビジョン」をはじめと して、昨年度は「愛知県障害福祉計画」や「愛知県心身障害者コロニー再編計画」等に つきましても、この審議会でご議論いただき策定いたしました。本日はこの後、委員長 の選出を始めとします人事案件についてご審議いただいた後、平成18年度における専 門分科会・審査部会の審議状況等につきまして報告させていただきます。

私どもといたしましても、「21世紀あいち福祉ビジョン」の基本目標であります「自 立と自己実現を支える福祉」の実現のため、一層の努力をして参りますので、どうか今 後とも皆様方のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、社会福祉審議会の開催にあたりましての、私のご挨拶 とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

(寺田医療福祉計画課長)

それでは早速ですが議事に入りたいと思います。

議題(1)の「委員長の選出について」でございます。当審議会の委員長は、社会福 祉法第10条の規定によりまして、委員による互選となっておりますがいかがいたしま しょうか。どなたかご意見はございませんでしょうか。

(柵木委員)

引き続き愛知県社会福祉協議会副会長の大沢委員にお願いしたらどうでしょうか。

(寺田医療福祉計画課長)

大沢委員に引き続き委員長をというご発言がありましたが、いかがでしょうか。

「異議なし」

(寺田医療福祉計画課長)

それでは大沢委員に委員長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。大沢委 員は委員長席にご移動いただきますようお願いいたします。

それでは以後の進行をよろしくお願いいたします。

(大沢委員長)

ただいま、委員長に選任いただきました大沢でございます。本日は大変お忙しい中お 集まり頂きましてありがとうございます。

ご承知のように社会福祉の現状は様々な問題を抱えておりますが、本審議会では昨年 度、21世紀あいち福祉ビジョン第三期実施計画の障害者分野を策定し、障害者自立支 援法に基づきまして、第1期愛知県障害福祉計画も策定しました。また、皆様方に大変 ご心配をおかけいたしました愛知県心身障害者コロニー再編計画につきましても策定 いたしました。

本審議会も本日からまた新しく進んでいくことになりますが、今後とも皆様のご協力 を賜っていきたいと思っております。

本日はこの後引き続き議題として、副委員長と専門分科会委員の指名を行いまして、 報告事項に移らさせていただきます。特に報告事項の三番目にございます愛知県の自殺 対策の取り組みに関しましては、猶予ならない状況にございますので、本日の審議会で は特にその辺りのご意見を皆様方にもお伺いしたいと思っております。

また、審議会終了後、引き続き「21世紀あいち福祉ビジョン専門分科会」、「民生委員審査専門分科会」が開催されますので、専門分科会の委員の皆様には、そちらの審議 につきましてもよろしくお願いします。

簡単ではございますが私からの挨拶は以上とさせていただきます。

それでは最初に、社会福祉審議会規程第8条によりまして、委員長が議事録署名人を 2名指名することとなっておりますので、指名したいと存じます。安形健郎委員と石川 よし子委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

早速ですが、次の議題に入りたいと思います。本日は、この審議会の後に専門分科会 を開催することとなっておりますので、およそ3時を目安に議事を進めていきたいと思 いますので、よろしくお願いします。 まず、副委員長の指名でございます。愛知県社会福祉審議会条例第3条及び愛知県社 会福祉審議会規程第2条によりまして、副委員長は委員長が指名することとなっており ます。本日あいにくご欠席されておりますが、引き続き愛知県立大学学長の佐々木雄太 委員に副委員長をお願いしたいと思っております。御了承して頂けますでしょうか。

「異議なし」

それでは、副委員長に佐々木委員を指名させて頂きますので、よろしくお願いします。 次に、専門分科会委員の指名に移りたいと思います。事務局の方から、専門分科会の 概要について説明をお願いします。

(寺田医療福祉計画課長)

それでは事務局の方からご説明させて頂きます。

お手元の資料 1「愛知県社会福祉審議会関係例規」の11ページ「6 愛知県社会 福祉審議会専門分科会及び審査部会の概要」をご覧ください。

最初に記載してございます「愛知県社会福祉審議会の組織」にありますように、現在、 当審議会には、専門の事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会、民生委員 審査専門分科会、児童福祉専門分科会、21世紀あいち福祉ビジョン専門分科会の4つ の分科会を設けており、そのうち、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会 には、さらに審査部会を設けております。

それぞれの専門分科会及び審査部会の内容、開催状況につきましては、資料に記載し てございますが、当面、開催予定がございますものを中心に、簡単にご説明させていた だきます。

まず、「1 身体障害者福祉専門分科会」の「審査部会」でございますが、身体障害 者福祉法の規定に基づき、身体障害者手帳の申請書に添付する診断書を作成する医師を 指定するにあたっての審査、及び身体障害者の障害程度の審査を行うものでございます。

次に、「2 民生委員審査専門分科会」でございますが、民生委員法の規定に基づき、 民生委員の委嘱解嘱の適否について調査審議するものでございます。

続きまして、「3 児童福祉専門分科会」の「審査部会」でございますが、「里親審査 部会」につきましては、児童福祉法施行令の規定に基づき、里親の認定審査を行うもの でございます。

また、「児童措置審査部会」につきましては、児童福祉法施行令の規定に基づき、保 護を要する児童の処遇について調査審議するものでございます。

最後に、「4 21世紀あいち福祉ビジョン専門分科会」でございます。本県の福祉 に関する総合計画である「21世紀あいち福祉ビジョン」の目標達成に向けてのフォロ ーアップを行い、新たな課題について調査審議するものでございます。

これらの専門分科会及び審査部会に属する委員及び臨時委員につきましては、愛知県 社会福祉審議会条例第5条第1項及び社会福祉法施行令第2条第1項の規定により、審 議会の委員長が指名することとなっております。 以上でございます。

(大沢委員長)

ありがとうございました。

専門分科会の委員につきましては、ただいま事務局から説明がありましたとおり、私 の方から指名させていただきます。今回は、当面開催予定のある専門分科会及び審査部 会について指名をさせて頂きます。専門分科会及び審査部会委員名簿を用意しておりま すので、お手元にお配りいたします。

各専門分科会及び審査部会の委員につきましては、只今配布させて頂きました名簿の とおりに指名させて頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが議題については終わらせて頂きまして、次の報告事項の方に移 らさせて頂きます。

まず、報告事項1の平成18年度における専門分科会・審議部会の審議状況について 事務局の方から報告をお願いします。

(高橋医療福祉計画課主幹)

それでは事務局の方からご説明させて頂きます。

資料 No.2「平成18年度における専門分科会・審査部会の審議状況について」の資料をお開き頂きたいと思います。この資料につきまして順にご説明させて頂きます。先 ほど専門分科会につきましてはご説明しておりますので、内容ではなく、実際の活動に ついてご報告させていただきたいと思います。

まず、1番目の身体障害者福祉専門分科会審査部会でございますが、記載のとおり4 つの内容について審議して年6回開いております。まず、身体障害者福祉法第15条第 1項の医師の指定につきましては、151件の審査件数を審査しました。そのうち適当 と認められたのが143件で、11件につきましては障害区分に関する診断についての 経験年数が3年未満である等の理由により、不適当と却下されております。

次に、障害者自立支援法第59条第1項の医療機関の指定でございますが、これにつ きましては583件の審査件数がありまして、582件が適当ということでございまし て、残り1件につきましては再審査を要するということで保留となっております。続き まして、身体障害者手帳に関する障害程度等級の認定でありますが、審査件数は377 件ございまして、適当と認められたものが97、等級が変更されたものが54、却下に つきましては障害が進行中で固定していない等の理由によりまして、224件が却下に なっております。

最後でございますが、特別障害者手当等に関する障害程度等級の認定でございます。 こちらにつきましては、審査件数は無しということになっております。

平成18年度は当審査部会におきまして、合計1111件の審査を行っております。 次に2番目の民生委員審査専門分科会でございますが、これにつきましては平成18 年度は開催無しということでございます。

続きまして、2ページ目へ移らさせて頂きます。3の児童福祉専門分科会審査部会で

ございますが、部会が二つございます。里親審査部会につきましては、3回開催いたし まして、里親審査件数は24件、そのうち承認件数は23件ということでございます。 1件につきましては経済的基盤が不安定であるということで却下になっております。

続きまして、児童措置審査部会でございますが、5回開催いたしまして、被虐待児童 等の処遇に係る審議ということで、審議件数6件ともすべて部会の答申に即した処遇を 実施しているということでございます。なお、過去の審査案件の経過報告は3件報告し ているということでございます。

最後に4の21世紀あいち福祉ビジョン専門分科会につきましては、平成19年2月 6日に開催しておりまして、21世紀あいち福祉ビジョン第3期実施計画障害者分野に ついて、審議して頂いております。

以上でございます。

(大沢委員長)

ありがとうございました。只今の報告につきまして何かご質問等ございましたら、どうぞ。(発言なし)

続きまして、報告事項2の21世紀あいち福祉ビジョンの進捗状況について、報告を お願いいたします。

(寺田医療福祉計画課長)

それでは、21世紀あいち福祉ビジョン第3期実施計画の進捗状況等について説明させて頂きます。

資料 No.3をご覧いただけますでしょうか。本日は社会福祉審議会委員改選後初めて の会議でございまして、新たにご就任頂いた委員もおみえですので、まず、福祉ビジョ ンの内容等につきまして簡単にご説明させて頂きます。

福祉ビジョンの策定の経緯につきましては、21世紀初頭における本県福祉の進むべ き方向を明らかにするということを目的としまして、平成11年7月に当愛知県社会福 祉審議会におきまして、策定専門分科会が設置されたところでございます。これにより まして、平成11年度・12年度の2か年にわたりご議論を頂き、平成13年2月7日 に知事から答申を頂いたものでございます。県としましては、この答申を同年3月19 日に開催いたしました知事を本部長とする「21世紀あいち福祉ビジョン推進本部」に おきまして、21世紀初頭の本県の福祉行政の指針としたものでございます。

次に、福祉ビジョンの内容でございますが、計画期間は平成13年度から22年度ま での10年間でございます。この福祉ビジョンは、大きく「ビジョン部門」と「実施計 画部門」に分かれておりまして、ビジョン部門には、2010年までの本県福祉の進む べき方向と取り組むべき内容を掲げております。一方、実施計画部門では、施策・事業 の具体的目標数値を掲げておりまして、第1期につきましては13年度から16年度の 4年間、第2期は14年度に第1期計画の見直しを行いまして、15年度から19年度 の5年間、第3期は18年度から20年度までの3年間を計画期間として策定している ところでございます。 ビジョン部門につきましては、お手元の資料の5に記載しております、21世紀初頭の望ましい福祉社会を「あんしんして暮らせるあいち」、「いきがいを持って暮らせるあいち」、「ちいきで支え合うあいち」といたしまして、「あんしん」、「いきがい」、「ちいき」の頭文字を取った「あ・い・ち」をキーワードとしているところでございます。

福祉ビジョンの基本目標としましては、県民の「自立と自己実現を支える福祉」とさ れているところでございます。また、施策の体系としましては、「生涯を通じた健康づ くりの推進と自立を支える福祉環境の構築」を始めといたしまして、5つの柱立てをし ているところでございます。

次に資料の2枚目をご覧いただけますでしょうか。平成18年度から20年度に計画の期間といたします福祉ビジョン第3期実施計画の進捗状況についてご説明いたします。

第3期実施計画では、特に重点的に進めていく必要がある施策等を「主要施策・主要 事業」といたしまして88事業を取り上げております。このうち具体的な数値目標を掲 げた68事業の進捗状況について、資料に記載してあります。表1に記載のとおり、平 成18年度計画どおりに進捗した事業、いわゆる達成率100%以上となっている事業 につきましては、37事業でございます。全体の68事業に対して、54.4%になっ ております。計画の90%以上進捗のものまで含めますと、51事業ということで全体 の68事業に対して75%になるところでございます。

こうしたことから、全体としては順調に推移しているものと考えているところでございます。

以上で福祉ビジョンについての説明を終わりにさせていただきます。

(大沢委員長)

ありがとうございました。

引き続き、報告事項3の愛知県の自殺対策の取り組みについて、説明をお願いします。

(沖本こころの健康推進室長)

それではご説明をさせて頂きます。

今年度スタートいたしました愛知県自殺対策の概要についてです。資料 No.4 をお願 いいたします。まず、最初のページでございますが、愛知県の自殺者数の状況について ご説明させて頂きます。左側のグラフをご覧頂きたいと思います。最近10年余りの愛 知県内の自殺者の数でございます。グラフには現在自殺者の統計として出されています 警察庁発表のものと、厚生労働省の人口動態統計のものとを同時に掲載をさせて頂いて おります。警察の数値で申し上げますと、県内の自殺者数につきましては平成9年まで は約1,110人という水準でございましたけれども、ご覧頂きますように、平成10 年に前年の1.4倍の1,579人に急増いたしました。それ以後平成18年までずっ と高い水準で推移しております。ちなみに平成18年は1,510人ということでござ いまして、同じ昨年の交通事故死亡者数が338人でございましたので、交通事故の死 亡者の4.5倍の方が自殺により亡くなっているということになっております。まさに、 緊急かつ重大な問題であると言えます。

全国の状況につきましても右側にグラフで掲載しておりますが、本県と同じような傾向を示して増加の水準にあるという状況になっております。平成10年に自殺者が急増してからは、全国的にも本県におきましても、心の健康のより一層の推進や、うつ病の予防対策等に懸命に取り組んで参りましたけれども、なかなかこの水準を下げることができないという状況でございます。

こうした状況から、昨年6月に自殺対策基本法が国会で成立いたしました。そして、 本年6月には政府が推進すべき自殺対策の指針を決めなければならないと、対策基本法 に定められておりますが、その自殺対策の指針としまして自殺対策大綱が閣議決定され た訳でございます。その大綱の内容につきましては、次のページに掲げさせて頂いてお りますので、次のページをご覧いただければと思います。

まず、大綱の1番目といたしまして現状と基本認識について書かれております。その ページ左上の方の囲みからご覧頂ければと思います。

自殺の現状につきましては、数は先ほど申し上げましたが、世代別の状況につきまして、平成10年の急増の主要因としてあげられているのが、中高年男性の急増になって おります。しかし、問題はここの世代だけではございません。将来がある子ども、もっ とも数が多い高齢者の世代にも大きな課題があると認識しなければいけない状態であ ります。

次に、基本認識としまして掲げられましたことが、多くの自殺は個人の自由選択の結 果ではなくて、追い込まれた末に起こったものであるということでございまして、自殺 の多くは防ぐことができる社会的な問題であるという基本認識が示されたところであ ります。

基本的な認識に立ちましてどのように防いでいくかということでございますが、一つ 横に進んでいただきまして、基本的な考え方というところに掲げられております。まず、 社会的要因も踏まえ総合的に取り組むということが、自殺を防ぐ為には必要であるとい うことが揚げられております。働き方とか、多重債務の問題、あるいは近年急増してい ると言われておりますうつ病、あるいは命の大切さの教育など様々な分野における総合 的な取り組みがないと自殺を減らすことができないと基本的な考え方として述べられ ているところでございます。

そして、政府が取り組む当面の重点的な施策としましては、上段の右側に9つの項目 が掲げられておりまして、その項目ごとの詳細な施策につきまして課題の方に記載させ て頂いております。

まず、第1に自殺の実態につきましては、なかなか解明の難しい問題もございまして、 まだ実態解明されているとは言えない状況でございますので、国としてはまずその実態 解明の取り組みを行っていくということが示されております。

また、その実態解明を基にしまして、国民全体で築きと見守りを一人一人が取り組ん でいきたいということが掲げられております。

更に、自殺の危機にある人への早期の対応にとっては、やはり人材がキーポイントに なります。ゲートキーパー、盾となる人材の養成を行っていくということ、あるいは、 こころの健康づくりの推進ということで様々な自殺の牽引とされているような原因を 取り除く為のこころの健康づくりの取り組みを進めるとされているところでございま す。

また、自殺をした人の4分の3はその直前にうつ等の症状を示していたという研究発 表もございまして、適切な精神科医療を受けられるようにするということも大きな課題 として取り上げられているところでございます。

そして、社会的な取り組みといたしましては、地域における相談体制の整備のような 受け皿づくり、あるいは多重債務・失業者等、個別の課題や問題等の専門的な相談窓口 も充実させる必要があるということが述べられております。

さらには、右の欄に見て頂きますと、自殺未遂者の再度の自殺の防止、あるいは、残 された遺族の方、あるいは学校等の同級生を含めまして、周りの遺族の方へのケアを非 常に重要な課題として認識しているところでございます。

そして、こうした対策を既に先駆的、試行的に取り組んでいらっしゃる民間団体が各 地に存在している訳でございますので、そうした団体の方々と連携し、あるいは民間団 体の支援も含めて総合的に取り組んでいくということが示された訳でございます。

次のページをご覧頂きたいと思います。愛知県の状況についてでありますが、本県に おきましては国の自殺総合対策大綱の方針を先取りする形で、本年4月から新たな自殺 対策に取り組んでおります。その内容について少しご紹介させて頂きたいと思います。

まず、第1は相談体制の整備でございます。大綱の方でも触れられた訳でございます が、まず、心の悩みを受け止める相談窓口を整備しようという事で、県の保健所及び精 神保健福祉センターにおきまして、平日、毎日いつでも相談を受ける体制を整備したと ころでございます。また、電話やメールと言った様々な手段によって、本人が利用しや すい方法で相談をして頂こうということで、アクセス方法の多様化にも取り組んでいる ところでございます。

次に、自殺の実態についてでございますが、自殺実態調査を救急救命センターの協力 を得て実施するということで、現在その取り組みを進めているところでございます。こ の救急救命センターは自殺未遂等で担ぎこまれた方に精神科医が聞き取り調査を行い、 個々の事例の実態を少しでも解明していこうという取り組みでございます。

次に3番目の9月の自殺予防週間です。これは、国が全国的に決めた週間ですが、自 殺対策・問題の重要性と、自殺は防ぐことができるということについて、広く一般的な 方々に知っていただきたいということで、様々な広報活動を展開・計画しているところ でございます。

それでは、4番目の人材育成でございます。地域、あるいは職場、職域でキーパーソ ンとなる人材の育成につきましても、保健所、市町村職員の方、あるいは民生委員の方 や企業の事業主の皆様、あるいは介護関係、高齢者に常に接していらっしゃる介護関係 者など含めまして、様々な分野の人たちに自殺の兆し等を知っていただくということに よりまして、自殺者を一人でも減らしていくことを目指して、現在研修を行っていると ころでございます。

そして、こうした対策を増やした組織としまして、真ん中に書いてありますよう、こ

ころの健康推進室を健康福祉部障害福祉課内に設置したことを始めとし、必要な部署の 強化を図ったところでございます。

また下段にありますが、こうした対策を計画的にかつ効果的に進めていく為に、自殺 対策総合計画を今年度中に策定する予定であります。関係部署の協力を得まして、県民 の皆様にも参加して頂きながら進めていきたいと思っております。

また、この計画をご審議頂くための会議といたしまして、愛知県自殺対策協議会を先 頃開催したところでございます。その第1回の協議会におきまして、やはりこの大きな 課題を各界の方々に PR したいということで、県民の皆様に向けた緊急アピールを採択 いたしました。

ページをおめくり頂きますと、「いのちのアピール」ということで掲載させていただ いております。自らがかけがいのないたった一つのいのちを絶つという悲劇を一つでも なくす為に、一人で悩まずに相談をしてくださいということをお一人、お一人に呼びか けるものでございまして、一人でも多くの方々に周知されますように、この場をお借り しまして皆様方のご配慮をお願い申し上げたいと思っております。

また、その横にはメンタルヘルス相談窓口のご案内を掲載させて頂きましたので、広 くこのことにつきましてもご配慮頂きますようにお願い申し上げたいと思います。

以上で愛知県の自殺対策の取り組みについての説明を終わりにさせて頂きます。 ありがとうございました。

(大沢委員長)

どうもありがとうございました。

今から3時まで15分ほどあります。特に終わりの自殺対策の取り組みについては、 かなり緊急性のある課題でありますので、社会福祉審議会としましても関心を持ちなが らこの問題を見守っていかなければならないと思っております。21世紀あいち福祉ビ ジョンの進捗状況についてでも構いませんので、2と3の報告事項につきまして、意 見・質問等ございましたら、ご発言いただければと思っております。

特に自殺につきましては、深刻な状況になっております。30代や40代の方、高齢 者や子どもの自殺者も増加しており、何とか止めなければなりません。国の政策でも自 殺者を減らしていこうとありますが、愛知県としても1,510人の自殺者のうち何と か500人でも減らしていきたく、一人でも貴い命を救おうということで取り組んでい るという報告がありましたので、ご意見等ございましたら、どうぞ。

(石川委員)

看護協会の石川と申します。今の自殺のところでお聞きしたいのですが、最後に「い のちのアピール」がありますが、名古屋いのちの電話と心の健康電話というものがあり まして、名古屋と出されているということは設置の母体が違うのか、どのように区分け をされているのか教えてください。 (沖本こころの健康推進室長)

ありがとうございます。名古屋いのちの電話というのは社会福祉法人愛知いのちの電 話協会が営んでいる電話相談でありまして、全国的に24時間年中無休で自殺やいのち に関わる色々な相談を電話で受け付けている団体が運営している電話でございます。自 殺関係の電話相談としてはもっとも歴史が古く、丁寧な応対をして頂いている電話相談 窓口ということでここにまず載せさせて頂きました。

それから、心の健康電話あいちこころホットライン365というのは、愛知県が実施 主体となりまして、この4月からスタートした電話相談でございます。こちらも年中無 休で受付しておりますが、時間は9時から17時までということになっております。電 話ですので県内のどの地域からも掛けて頂ける訳でございます。この二つが電話相談と しては、時間的にいつでも対応できるということと、一番ポピュラーであるいうことで ここに掲載しております。保健所においても電話相談を受けておりますが、地域がそれ ぞれ割れておりますし、ここに全部載せることができませんでしたので右側に示してご ざいます。

E メール相談につきましては、県もこれから実施するところで現在準備中でございまして、10月頃には、県のホームページから入って頂いて、E メールで心の健康に関する相談を受け付けることができるように、現在準備しております。

それぞれの実施主体はここには書いておりませんが、どこのどの電話に掛けて頂いて も相談ができるということで掲載させて頂いた次第でございます。

(安形委員)

安形と申します。21世紀あいち福祉ビジョンの資料を見させて頂きまして、その中 でビジョンの目標の中に、障害を持った人の雇用や就労の促進といった部分があると思 いますが、現場にいますと思うように雇用が進んでいるとはなかなか実感として思えま せん。

幸い愛知県は景気が良くて、一般の事業所は有効求人倍率が2ポイント以上あるという状況を聞きますけれども、それが障害者の雇用になかなか繋がっていないというのが現場の実感であります。例えば、雇用促進法で言うと確か56人以上の企業でしたら1. 8%の雇用率を達成しないといけなく、更に公的セクターでは2.1%であったと思うのですが、やはり公的セクターが率先して障害者雇用を実施して頂きたいと非常に思う訳でございます。

名古屋市が今年の初めに障害者の採用を6人ほど公募すると、大きくアピールされた と思います。しかし、愛知県の全ての市町村ではそうした動きが現在無い状況ですので、 今後何らかのかたちで、次の新しいビジョンの中にうたっていけばよいのでしょうか。 障害者雇用をもっと促進していかなければならないということを強く訴えたいと思い ます。これが1点です。

そして、もう一つは資料2ページ目を見ておりましたら、18年度の進捗状況についての50%未満の達成事業が7事業とありまして、これを見て感じましたことは、このビジョンと、障害者自立支援法の関係で18年度に作った障害者福祉計画があるのです

が、その2つのすりあわせが上手くいってないのではないかと感じました。理由を申し ますと、48番の施設入所支援の実施のところでは、計画が250人に対して、実績が 50人という事で達成率20%になっているのですけども、これは多分あくまでも自立 支援法の新体系へ移行するのが250人ではないかと思いました。それに対して、まだ 新体系にほとんどの施設が移行していないので達成率は低いわけですが、この数字を見 るだけではあまり意味が無い、つまり施設から施設へかたちが変わる、形態が変わるだ けで実態は変わらない訳ですので、数字だけが一人歩きしているような印象を受けてし まいます。障害者自立支援法ではむしろ施設入所を減らすという方向を示しております ので、その辺のすりあわせがここからは読み取れないというのが2点目です。

(横田障害福祉課主幹)

障害福祉課の横田と申します。よろしくお願いいたします。

まず、2点目のビジョンと障害者福祉計画のすりあわせについてですが、障害者自立 支援法では平成23年度を目標として新体系に移行することを目標としております。こ のビジョンには、新体系に移行する分につきまして掲げられておりますが、実際としま しては旧体系の施設がありますので、入所する方にとっては現状では変わらないものと なっております。現在は入所支援の実施で50人ということになっておりますが、これ は3月のものでありまして、4月1日では240人となっています。施設におきまして は新体系に移行していく準備をしておりまして、23年度までには新体系にすべて移行 していきますので、順次お願いしたいと思っております。

また、1点目の障害者就労の件でございますが、担当が違いますけれども名古屋市さんは知的障害者の方を今年度も採用するということになっておりました。県におきましても、来年度も障害者雇用の促進を進めております。採用としては2名の予定でございますが、各市町村におかれましては、なかなか進んでいない状態であります。県が雇用を率先して行っていくことで、各市町村においても促進されていくと考えております。

(大森委員)

自殺の件について、質問したいと思います。18年度は1,510人が亡くなられて おりますが、この中に老人がどのくらい居て、原因が何かということをお知らせ願える 範囲内で結構ですので、お願いしたいと思います。

(沖本こころの健康推進室長)

18年度の自殺者の中の高齢者の割合ですが、47~48%が60歳以上の方になり ます。毎年そういった状況になっております。現在原因が推測できる統計といたしまし ては、警察庁が自殺をされた遺族に聞き取り調査を行い発表しているデータがあります。 18年については年代別には出ていないのですが、全体の49.2%が健康に関する問 題でありまして、病気を苦にされている等、そうした健康関係の問題が一番多くなって おります。それから、経済生活問題という範疇で含まれている原因として、遺書や家族 の証言等で推測されているものが、17.2%になるということで、健康関係と経済生 活関係が全体の3分の2位を示しているというところでございます。その他には、家庭の問題や男女の問題、あるいは学校の問題等があげられておりますが、全体の3分の2 位は健康の問題と経済生活の問題と推測されております。

(白石委員)

今回から参加させて頂いております白石ですが、私は保育の方が専門で、小さい子ど もや子育て中の親の支援に関することをしています。自殺者の中には子どもを道連れに した心中や、自殺に至らなくても子どもを殺めてしまうようなケースもあり、母親の精 神的な疾患の問題が出ています。そこで、質問としましては、資料の最後の「いのちの アピール」のところと、メンタルヘルス相談窓口についてお伺いしたいと思います。

「いのちのアピール」の方に紹介されている連絡先としての社会的な機関は、どちら かと言うと電話相談やEメール相談で、当事者がなかなか家から出ていけないけれども、 何らかのかたちで人との接点を持つというところで紹介されていると思います。これは 右側の保健所で行われているメンタルヘルス機能とは性質を異にしていると思います。 保健所における相談窓口については保健師さんが担当されているのか、精神保健福祉士 さんが担当されているのかがまず一つ、そして担当者の専門性と人数はどのぐらい配置 されているかということについても教えて頂きたいと思います。それから、メンタルヘ ルス相談を始め、様々な相談にとにかく応じるということであると思いますが、相談の 機能については、相談に行くと面接相談までしていただけるのか、または家庭の状況を 見て適切な関係機関につないで頂けるような機能を持っていらっしゃるのか、その点に ついてもお伺いしたいと思います。

(沖本こころの健康推進室長)

それでは答えさせて頂きます。まず、保健所のメンタルヘルス相談の担当者について ですが、その一つ前のページの組織体制のところを見て頂きたいのですが、保健所に今 年度4月からこころの健康推進グループというメンタルヘルスを専門に扱う担当部署 を新設したところでございます。この担当者といたしましては、先程お話いただきまし たように保健師と精神福祉相談員が担当しておりまして、両職種の担当者を専任で付け ております。このこころの健康推進グループがグループを挙げて相談を承っております。 人数は、1保健所あたり1番少ないところで3人、多いところで7人ということで、そ の管内の状況、あるいは人口の規模等によりまして、このように配置しておりまして、 相談にいらした方の相談を受ける体制を常に確保させて頂いております。もちろん、資 料にございます電話による相談も保健所としても受けておりますので、ご希望の方が相 談しやすい方法でご相談いただければと思っております。それから、機能につきまして は、先程ご紹介いただきましたように、もちろん面接をご希望で来て頂きましたら、担 当者が面接させて頂きます。その面接の結果、例えば多重債務の関係でしたら、その専 門家をご紹介するとか、あるいは精神的な疾患の関係でございましたら、専門的な医療 機関にかかった方がいいというようにアドバイスさせていただくとか、あるいはもし訪 問が必要で家族の状況等を見させていただいた方がいいという判断になりましたら、訪

問指導も含めて対応させていただくことにしております。さらに、こうした相談をより 充実させていくために、各保健所では相談窓口のネットワークを充実させ、関係機関と もネットワークを作って相談にいらした方に最もふさわしい窓口に紹介することがで きるようにするための機能を現在整えているところでございます。今後とも地域の様々 な関係機関と手を携え、メンタルヘルスの相談を受けていきたいと思っておりますので、 どうぞよろしくお願い申し上げます。

## (深谷委員)

この「いのちのアピール」をどのようにアピールしようと思っていらっしゃるのか、 今具体的にどのような活動をなされているのか、お伺いしたいと思います。またこのような窓口や電話があることをご存じでない方が結構いらっしゃるのではないかと思い ます。そこで、例えばCMを使って県民にアピールする等、ある程度の行動をしないで 受身だけでいると、この人数は減っていかないのではないかと思いましたが、いかがで しょうか。

(沖本こころの健康推進室)

貴重なご意見ありがとうございます。私共といたしましても、このアピールを協議会 の方で採択していただきまして、まず現在のところ御提言いただきましたように、マス コミやマスメディアに取り上げていただいてPRを図り、普及させていくことが第一と いうことで、報道機関にも送付させていただきましたし、何とか紹介してほしいという ことで現在働きかけを行っているところでございます。また、現在市町村や、鉄道の会 社、社会的な活動や公的な役割を果たしてみえる様々な機関にも送付させて頂いて、そ れぞれ可能な範囲でご紹介いただければと思っております。また、チラシ等につきまし ては現在準備しているところでございますが、保健所や市町村等の公的な機関の窓口等 でも配布させていただいて、相談窓口の存在もPRしていきたいと思っております。ま た、保健所においても管内の市町村の広報に載せていただいておりますし、相談窓口の PRを行っております。「いのちのアピール」はまだ7月4日に採択していただいたば かりでございまして、これから地域におきましてもPR活動を充実させていきたいと思 っております。

(岩城委員)

このアピール文面はどちらで作られたのですか。このアピールは、最初の3分の2は 関係機関向けに作っていて、残りの3分の1は今自殺をしようとして苦しんでいる人向 けに作っていると感じます。最初の3分の2を読むと、自殺をしようとしている人を冷 たくあしらおうとしていると感じてしまいます。この文面を見ると、他人事のように見 えてしまいます。自殺を考えている人は助けてほしいというサインを発しています。 「自殺を考えている人の何らかのサインに気づき・・・多くの自殺は防ぐごとができま す」というアピールの文面を、今まさに悩んでいる人に見せても、電話を掛けようとい う気持ちになるわけがありません。むしろ、プライバシーは守りますからこちらに電話 してくださいというところは、ここから急に文面が変わってしまっています。このアピ ールを一般の方に配布してしまったら、むしろ支援する側の人間が、悩んでいる方の気 持ちをいかに分かっていないかということを示していることになり、この文面は不適切 であると思います。

(大沢委員長)

どうもありがとうございました。アピールについては、自殺対策推進協議会で作成い たしました。自殺対策推進協議会の責任者は私でして、そういった点で配慮に欠けたと ころもあるかと思いますが、今ご指摘いただいたところも含めまして、少し考えさせて いただきたいと思います。前半部分に関しましては、客観的であると今ご意見頂きまし たが、当事者の気持ちになって、本当に相談する気になってもらえるかという点につい て、検討していかなければならないと思います。ただ自殺対策推進協議会ではこのアピ ールを既に決定して新聞広告等に発表しておりますので、やや手遅れかと思いますが、 私としてはこの審議会にも自殺対策の取り組みの報告をして、今ご指摘頂いたように 様々なご意見を頂きながら、本気になって取り組んでいきたいというのが真意でござい ます。善処していかなければならないところは善処していきたいと思っておりますので、 今後ともよろしくお願いいたします。

(田中委員)

今の質問に関連するのですが、アピールの文章中で例えば「自殺を減らすには」という言葉が使われておりまして、これはいわゆる統計上のものを見ているだけの言葉であ ると感じてしまいます。「自殺を防止するには」という言葉であったら分かります。基 本的な個人の立場を考えて、やむにやまれず自殺を考えている人たちに、どういう言葉 を使ってあげられるかということをもう少し考えた方がいいと思います。確かに数字上 は大きな数字ですが、悩んでいる方の立場になって考えることが必要だろうと思ってお ります。自殺対策推進協議会という名前さえも個人的にはどうかと思うところがありま す。あくまでも自殺を防止するということであると思っておりますので、どうぞよろし くお願い申しあげます。

(大沢委員長)

ありがとうございます。現在愛知県は自殺者数が全国で5番目に多い状況になってお りまして、私の頭の中で計算しただけでも、今日も4人から5人ほどの方が自殺をして いるという状態でございます。また、自殺は職場でのうつ状態から進んでいるケースが 多く、30代から40代において増加していますし、子どもや高齢者においても増加し ており、あらゆる年代において増えているという状況ですから、何とかしてストップを 掛けたいと思っております。この趣旨は御理解いただけると思います。

しかも、職場等で起こっている問題は、実は家庭等の様々な問題と深く結びついてい まして、家庭や地域などにも視野を広げてみることが必要であり、職場だけの対応では 間に合わないという状況があります。そこで、審議会でこの問題についてもご報告をし て、委員の皆様方からご意見をうけたまわりたいと考えた次第です。

また、本日は委員の皆様から貴重なご意見を出して頂きましたので、是非それを生か していけるよう、委員長として努力をしていきたいと考えております。今後ともどうぞ よろしくお願い申し上げます。

現在3時15分です。この短い時間の中で、多くのご意見を頂きましたが、ポイント となる事項につきましては、報告やご意見の中で触れて頂くことができたのではないか と思います。社会福祉審議会、これに関連する施策や取り組みについても、頂きました ご意見に留意をしながら、今後も活動を進めていきたいと思っております。委員長とし ましては、短い時間の中で密度の高いご意見を頂くことができまして、深く感謝をした いと思います。

以上を持ちまして、本日予定しておりました議事を終了したいと思います。なお、委員の皆様方でお気づきの事項等がございましたら、県の健康福祉部の方へご連絡をして 下さい。そして、改善していくべきところは改善していきたいと思います。

本日は多くの貴重なご意見を頂きまして、心からお礼を申し上げます。

(寺田医療福祉計画課長)

本日は委員の皆様、誠にありがとうございました。

この後引き続きまして、21世紀あいち福祉ビジョン専門分科会を同じく5階の第2 会議室で開催いたします。そちらの通路に入っていただきまして右手にございます。該 当される委員の皆様は、ご移動いただきますようお願い申し上げます。また、民生委員 審査専門分科会につきましては、2階の第5会議室で開催いたします。こちらの方も該 当される委員の皆様におかれましては、ご移動いただきますようお願い申し上げます。 ご連絡は以上でございます。

本日はどうもありがとうございました。